

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日は、
翌日と日替り）

目次

- ◇規則 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 給与等に関する臨時調査会に関する規則を廃止する規則

規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十八号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第三項中「運転手、守衛、交換手、印刷技手、技工、業手、道路手、ボイラ技手、調理士又は昇降機手の職にある者」を「別表第二の三等級の項に掲げる職にある者」に改め、同条第四項各号を次のように改める。

一 昇格直前の給料月額が、別表第一の三等級二十五号給であるときは、二等級二十一号給

二 昇格直前の給料月額が、別表第一の三等級二十六号給以上の額であるときは、当該給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該給料月額の直近上位の額の号給）の一号上位の号給又は給料月額とする。

第三条の二第五項中「第五号」を「第六号」に改める。

第五条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 有毒農薬散布作業

第五条第二項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第三項中「第七号」を「第八号」に改める。

別表第一の二等級の項中	「	41,820	」	「	43,570	」
		43,570			45,210	
		44,650			46,650	
		48,090			48,090	
		49,330			49,330	
		50,360			50,360	
		51,380			51,380	
		52,410			52,410	
		53,440			53,440	
		54,470			54,470	
		」			」	
		43,570			43,570	
		45,210			45,210	
		46,650			46,650	
		48,090			48,090	

別表第二の二等級の項のニを次のように改める。
50,360
51,380
52,410
53,440
54,470

ニ 職務の等級の三等級の項に掲げる職のうち相当長期の経験を必要とする職の占める職務

別表第二の三等級の項中「技工」の下に「畜産技手」を加え、「及び昇降機手」を「、昇降機手及び常農夫」に、「常農夫、炊事夫」を「炊事夫」に改める。

別表第三の備考中「技工」の下に「畜産技手」を加え、「及び昇降機手」を「、昇降機手及び常農夫」に、「常農夫、炊事夫」を「炊事夫」に改める。

附則別表第二の二等級の項中
 1,350
 1,390
 1,430
 1,460
 1,480
 1,510
 1,340
 1,570

に改める。

1,220
 1,270
 1,310
 1,350
 1,390
 1,430
 1,460
 1,480
 1,510
 1,540
 1,570
 を
 1,270
 1,310

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。
 (給料の切替え及び切替えに伴う措置)

2 昭和四十年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてこの規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により技能労務職給料表の二等級の二十一号給から三十一号給までの号給を受ける職員の切替日における号給及び切替日以後における最初の昇給期間は、その者の切替日の前日における号給に対応する附則別表第一に定める号給及び昇給期間(切替日の前日において附則別表第二の上欄に掲げる号給を受けているものにあつては、附則別表第一に定める昇給期間からそれぞれ附則別表第二の下欄に掲げる調整月数を減じた期間)とする。

3 前項の規定により切替日における号給を決定される職員の切替日以後における最初の昇給については、切替日の前日における号給を受けていた期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

附則別表第一 切替表

切替日における号給	前日給号	号給	昇給期間月
21	21	21	24
22	21	21	12
23	22	22	12
24	23	23	12
25	24	24	12
26	25	25	12
27	26	26	12
28	27	27	12
29	28	28	12
30	29	29	12
31	30	30	12

附則別表第二 調整月数表

号給	調整月数
二十一号給	九 月
二十二号給	六 月
二十三号給	三 月

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年九月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十四号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の企業局の項中

		課長補佐
庶務係長	庶務係長	業務係長 業務係長 經理係長

を

		課長補佐

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年八月十五日から適用する。

給与等に関する臨時調査会に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十年九月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十五号

給与等に関する臨時調査会に関する規則を廃止する規則

給与等に関する臨時調査会に関する規則（昭和二十七年十一月鳥取県人事委員会規則第八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。